

平成22年7月12日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長 小林 洋子
室長補佐 大村 良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について
(本省受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年7月2日から平成22年7月8日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(本省受付分)(10/07/12)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(本省受付分)

平成22年7月2日～7月8日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	5	39	0	0	408	452
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	13	0	0	1	14
健康局	0	35	0	14	126	175
医薬食品局	0	33	0	0	3	36
食品安全部	0	2	1	0	0	3
労働基準局	0	240	0	0	75	315
職業安定局	0	32	2	0	112	146
職業能力開発局	0	6	11	0	15	32
雇用均等・児童家庭局	0	153	0	0	103	256
社会・援護局	0	60	2	0	0	166
障害保健福祉部	0	2	0	0	3	5
老健局	0	53	0	1	20	74
保険局	0	63	0	0	7	70
年金局	15	1	0	0	23	39
政策統括官	0	6	0	0	0	6
日本年金機構	35	342	25	0	43	445
合 計	55	1,080	41	15	939	2,234

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	265
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	523
法令遵守違反に関するもの	7
その他	1,439

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	行政相談室
照会先	相談係長 松浦 洋平(内線7134) (03)5253-1111(代表)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	5件	39件	0件	0件	408件	452件

国民の皆様の声の内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	452件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応
		分類: 概 要
1	今の日本はいろいろと問題が多い。公務員の皆さんは国民のためを考えて仕事をしてほしい。国民と同じ生活をして、気持ちを分かち合いたい。(電話)	貴重なご意見として省内において情報を共有いたしました。
2	長妻厚生労働大臣と直接会話をしたいので大臣にかわってほしい。意見の内容はその時に申し上げる。(同様の電話がありました。)	ご意見等の内容に応じて、所管部局が組織として責任をもってご意見等を承る旨をご説明し、了承を得ました。
3	【ご意見:「国民の皆様の声」に関して】 私は大学院で医療経済学(主に病院経営)を研究しております。調べ物をしている際、恥ずかしながら、「国民の皆様の声」を開示していることを本日初めて知りました。拝見させて頂きましたところ、1週間で寄せられた声は2,600件を超えていることに驚きました。30ページにも及ぶPDFには、質問に対して丁寧な返答が並んでいました。毎週返答の報告書、業務改善の報告書を作成し、開示していることに感動しました。対応でさえも時間の要する面倒な作業かと思いますが、ぜひ、今後も続けて下さい。素晴らしい取り組みだと思います！この国が今よりももっとよくなることを心より祈っています。何かと批判の多い世の中ですが、無理しないで頑張ってください！ (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)	貴重なご意見として省内において情報を共有いたしました。
4	【ご意見:たばこの品質低下】 マイルドセブン1mソフトを愛飲しておりますがここ2ヶ月程前から時に粗悪品が気に成ります。フィルター部に引っつき傷を見掛けました。フィルター部なら可としても、巻紙にも同様の傷がありました。そんな訳で、気に成ってしまうからかも知れませんがたばこ葉が均一に成っていない様な気がします。吸引時火の広がりが不均一な物も有りました。1箱(20本)に2・3本ですが、数箱が私の手元に・・・愛飲は1日1箱強 購入はコンビニです。参考までに (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)	厚生労働省の所管ではなく、日本たばこ産業株式会社へご相談いただくよう返答いたしました。
5	【ご質問:保険について】 いま入院してますが、ゆうちょ保険に加入してます。書類も提出し、1ヶ月過ぎて保険の人が着まして書類に印鑑やサインを済ませ、1ヶ月半すぎましたが連絡がきません。ゆうちょ保険は1ヶ月～2ヶ月はかかるのですか？治療費もまだ払えない状態です。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)	厚生労働省の所管ではなく、日本郵政株式会社へご相談いただくよう返答いたしました。
6	その他、消費税や外国人へのビザ発給緩和に関するご意見等の厚労省施策以外のご意見メールが多数ありました。	

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	指導課企画法令係(内線4137) 看護課総務係(内線2596) 医事課総務係(内線2566)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	13件	0件	0件	1件	14件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	件数
政策・制度立案への提言	0件
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
法令遵守違反に関するもの	0件
その他	14件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	厚生労働省は、医療法人が安定的に医療を提供できなくなる恐れがあることが明らかとなった場合に、当該法人が開設する医療施設に入院している患者に対して、引き続き安定的に医療が提供されることを担保する制度を創設すべきである。		医療法人が安定的に医療を提供できなくなる恐れがあることが明らかとなった場合には、各都道府県において、当該医療法人に対し、引き続き入院患者等への安定的な医療の提供の確保に向け必要な措置をとるよう助言・指導している旨をご説明しました。
2	外国の看護師免許を取得しており、来年、日本の看護師国家試験を受験するために、国家試験受験資格認定審査の申請を考えている。 受験資格の認定基準に日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定が必要となっているが、2010年から日本語国家試験のレベルが改定され、従来の4段階(1級～4級)から5段階(N1～N5)に増えている。このため、どのレベルでの認定が必要なのかを教えてください。		2010年以降の日本語能力試験については、2009年までの試験の1級と合格ラインがほぼ同じである「N1」レベルの認定が必要となっている旨をご説明しました。
3	准看護師として三年以上働いていると看護師国家試験が受けられるというのは事実か教えてください。		保健師助産師看護師法第21条第3号に基づき、免許を得た後3年以上従事している准看護師の方については、看護師学校、または養成所において2年以上修業しないと受験資格は得られない旨をご説明しました。
4	外国の看護師学校を卒業し、外国において看護師免許を得たが、日本でも看護師として働きたい。 このため、看護師国家試験受験資格認定審査の申請書類を入手したいが、インターネットの接続環境が身近にないため書類のダウンロードができない。入手方法について教えてください。		封筒の表に「看護師国家試験受験資格認定審査書類希望」と記載して、医政局看護課まで返信用封筒と切手を郵送するようにご説明しました。
5	診療業務等で多忙な医師に代わり、医療機関の事務職員が、カルテ等の書類作成をすることは医師法上可能なのか教えてください。		通知(医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について)を説明し、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が、医師の補助者として記載を代行することができる旨をご説明しました。
6	病院に対してカルテの開示請求を行ったが、病院側に満足いく対応をしてもらえないため、行政機関としてどこか相談できる所はないか。		都道府県等に設置されている医療安全支援センターに問い合わせいただくようご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	35件	0件	14件	126件	175件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	8件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	167件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	現在、新型インフルエンザワクチンは、どの病院で接種を受けることができるのでしょうか？		現在、新型インフルエンザワクチンは、国と契約した受託医療機関で接種が可能です。 接種を受けることができる医療機関については、市町村のホームページや広報資料などをご覧ください。
2	今回の事業仕分けで、生活衛生関係営業指導センターへの補助金が廃止されましたが、国は零細事業者を潰そうとしているのでしょうか。 有識者に生衛業等の零細事業者は入っているのでしょうか。 現場の声が全く反映されていないと思います。 指導センターは、融資、経営、衛生等の相談が気軽にできる無くてはならない機関です。		貴重なご意見として拝聴し、事業仕分けの結果を受けて、現在、今後の対応について検討していると回答いたしました。
3	今回の事業仕分けの評価結果については、大変不満に思っています。 仕分け人の意見として、「零細事業者のうち、生衛事業者だけをサポートする理由はない」とありましたが、生衛法という法律で定められた事業なのに、それらの理解もなく、法律も無視することになると思います。 政務三役の方には正しい判断をお願いします。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
4	事業仕分けで、管理理容師・美容師指定講習会が廃止とされましたが、この場合、日々新しくなっている衛生に関する知識を得るため、理容師・美容師免許を更新の規定を設けなくてはなりません。 ちゃんとした教育が必要だと思います。 理容所・美容所は、国民の安全、安心を保障する所ですから良く考えた行動をお願いします。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
5	たばこの値上げをすべきではない。		貴重なご意見として拝聴いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	全面禁煙はやりすぎではないか。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
7	ある市の水道行政について相談したいので、執務室で相談させてほしい。執務室ではなく、行政相談室で行うことは、一般国民を排除しているようなものです。		きちんと対応出来る者が行政相談室に出向き対応していることをご説明しました。
8	原爆症認定の審査について、申請しているが認定状況はどうなっているか。		随時審査を行っているところであり、審査には時間を要しているが審査基準の見直しや審議会開催回数の増などにより対応している旨説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	33件	0件	0件	3件	36件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	35件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	<p>・現在、クローン病治療のため、カリフォルニア州で大麻を処方してもらっている。日本でも大麻を医療用に使うことを認めて欲しい。</p> <p>・日本国内で、大麻が難病治療に使えるように人に対しての研究等が進められるよう、大麻取締法を改正して欲しい。</p>	<p>・大麻取締法では、大麻栽培者及び大麻研究者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならず、それ以外は厳しく規制がされています。また、米国の一部地域の取扱いがあることをもって、我が国において認める理由にはならず、国際機関である国際麻薬統制委員会(麻薬条約事務局)では、大麻に医療上の効果があるとは認めていない旨、ご説明いたしました。</p> <p>・一般論として、大麻の研究は、大麻研究者の免許を得ることで可能ではありますが、人への施用は認めていない旨、ご説明いたしました。</p>	
2	<p>3歳の時白血病の治療で輸血し、23歳の時にC型肝炎ウイルスに感染していることが判明した。給付金の制度について聞きたい。</p> <p>(C型肝炎問題に関する問い合わせ多数)</p>	<p>「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の概要をご説明いたしましたが、この法律では、輸血は対象となっていないため給付金の対象とならない旨ご説明いたしました。</p>	
3	<p>ホルムアルデヒド、スチレン等の室内濃度指針値は高すぎるのではないか。</p>	<p>室内濃度指針値は、得られた毒性に係る知見から、科学的に説明できる範囲で、最も厳しい数値を算出していることをご説明いたしました。</p> <p>またその結果として、例えばスチレンはWHO空気質ガイドライン値より低い値になっており、国際的にみても厳しい値となっていることをご説明しました。</p>	

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

局課(室)名	食品安全部企画情報課
照会先	総務係長 嶋田敏志(内線2450) 調整係長 瀬戸裕之(内線2452) (ダイヤルイン 03-3595-2326)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	2件	1件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	厚生労働省ホームページの「食品に含まれるカドミウムに関するQ & A」の問2において、カドミウムがもともと土壤中に微量含まれるという事実に触れてられておらず、土壤中にカドミウムが含まれることが、すべて人為的な原因によるものとの誤解を与えかねない。		当該Q & Aの回答を、カドミウムは鉱物中や土壤中など、天然に広く存在する重金属であり、加えて、鉱山開発や精錬などにより人為的に環境汚染が生じた結果として、一部の地域で土壤中カドミウム濃度が高くなった旨の記述に修正。関係省庁に照会の上、7月5日付けでホームページの改訂を行いました。
2	「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」は、半減期を考慮して魚介類の摂食量の目安を示しているのか。また、注意事項は科学に基づいていないのではないのか。		注意事項における魚介類の摂食回数、食品安全委員会で設定された週間耐容摂取量を超えないように設定している、また、検討にあたっては仮定も含まれるが、これまでに得られている知見を基に作成されている旨を回答しました。
3	観光客増加のために、中国人へのビザ発給緩和に懸念を抱いている。対象者は日本の人口より多くなると言われている。未知の感染症が持ち込まれる可能性が高く、その他不法滞在、治安の悪化等、経済政策のためだけに失われるものが多いのではないのか。 要望事項は、観光客が増加するのであれば、 ・検疫体制を強化すること ・国内で健康で生活する人々を守る法律を同時に整備すること		ご要望として承り、省内へ報告させていただきます。
4			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	240件	0件	0件	75件	315件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	311件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	建築業の元請業者は下請業者に適正な対価を支払っていない。国がそのような元請業者に対する指導をもっとしっかり行うべきだ。		元請業者と下請業者との請負契約については労働基準監督機関から指導を行うことができないことを説明しました。 ただし、下請業者において労働基準法関係法令違反が認められ、当該違反の背景に元請業者による建設業法等に違反する行為が存在しているおそれがある場合、下請業者の意向に沿って、秘密保持に万全を期した上で、国土交通省に通報していることを説明し、ご理解を求めました。
2	(労働者の方から)割増賃金計算における端数処理について、厚労省の通達には「1ヵ月における時間外労働時間数の合計に30分未満の端数がある場合に、切り捨て」となっているのが納得できない。		1ヵ月における時間外労働時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる取扱いを示したご指摘の通達は、常に労働者の不利になるものではなく簡便な事務処理を認めたものであり、労働基準法違反として取り扱わないことを説明し、ご理解を求めました。
3	最近、公表された「未払賃金立替払事業」の実施状況について、どこに載っているのか。またその内容について教えていただきたい。		5月19日に発表した「平成21年度の未払賃金の立替払事業の実施状況」が掲載されているホームページをご案内し、この内容に基づき説明を行いました。
4	私の会社は遵法意識が高いと自負しているが、何故、私の会社ばかりに労働基準監督官が監督指導にくるのか。周りには明らかに法律違反をしている会社があるのにそこへは行かないのか。		臨検監督は、経済情勢、過去の指導結果等各種情報に基づき対象を選定して実施していることについて説明しました。 また、法律違反を行っている会社があるのであれば、情報提供を願いたいこと(匿名でも可)等についても説明しました。
5	労働保険の年度更新の書類提出時に対応した方の態度が馬鹿にされた感じがした。		労働局に対して、来客者に丁寧な対応をするよう指示しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	<p>営業先に行ったところ、入口に灰皿が置かれており、たばこの煙が建物の中に流れており、その職員や訪問者が受動喫煙を受けている状況であった。</p> <p>職員も訪問者も出入りする場所について受動喫煙とならないように規制してほしい。</p>		<p>職場における受動喫煙防止対策については、平成22年5月に「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」において報告書を取りまとめたところであり、その報告書を踏まえ、労働政策審議会において議論を開始することを説明し、ご理解いただきました。</p>
7	<p>健康管理手帳による健康診断日の連絡を受けたが、急遽都合が付かなくなったので変更してもらえないか。</p>		<p>相談者の方へ通知した労働局にお問い合わせいただき、健康診断の日程等の調整を行うよう回答いたしました。</p>
8	<p>世帯主が非正規社員の場合、現在の最低賃金では生活保護世帯より厳しい生活を余儀なくされるため、最低賃金を1,000円以上に引き上げて欲しい。</p>		<p>貴重なご意見として伺いました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 広報担当官 和田史絵(内線5682) 広報係長 比田井徹也(内線5739) (直通03-3593-6241)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	32件	2件	0件	112件	146件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	5件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	92件
	法令遵守違反に関するもの	6件
	その他	43件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	雇用調整助成金を受給している企業で、従業員を就業させているにもかかわらず、休業を装っている企業を知っている。不正受給を行っている恐れがあるため、調査してほしい(具体的な企業名の記載なし)。		当該助成金については、不正受給に関し、具体的な事業所名等の情報が寄せられた場合に加えて、労働局が任意に対象を選定し、事業所給付監察官による実地調査を行っているところです。また、不正受給が認められた場合には返還手続きをとるなど厳正な対応を行っているところです。なお、具体的な企業名を教えていただければ、事実関係を把握し適切に対処する旨、ご説明しました。
2	ハローワークの求人票に年齢や性別が不問と書いてあるにもかかわらず、連絡してみると年齢や性別を理由に断る企業があるので、きちんと指導してほしい(具体的な企業名の記載なし)。		ハローワークにおいては、事業主に対し、年齢や性別でなく能力や適性に基づき公正に採用の判断を行うよう指導しております。年齢や性別を理由に不採用とする事業所を把握した場合には、当該事業所に対し指導を行うこととしている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月間の給付制限がかかるが、3ヶ月間無収入になってしまうので、この制度を見直すべきだ。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	求人票の記載事項は求職者にとって重要な情報なので、ハローワークで受け付ける際にしっかりと確認してほしい。		ハローワークでは、求人情報が正確なものとなるよう事業主への確認に努めています。求人票の内容と求人条件が異なっている場合は、ハローワークから事業主に対し確認し、求人票の修正等の指導を行うこととしております。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	ハローワークの担当が企業に対して積極的に求人のアプローチをするなどして、ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。また、各ハローワークの所長を先頭に企業、事業主団体への求人要請もを行っているところです。引き続き求人確保のため努力してまいります。
6	中小零細企業の大半は赤字であり、社会保険料の負担は非常に重く、入りたくても入れない。こうした中、ハローワークが社会保険に加入していない企業からの求人を受け付けないのは、厳しすぎる対応ではないか。		社会保険の加入は法令上義務付けられている事項であり、従業員を雇用する上で最低限守られるべき労働条件です。このため、加入手続きを行っていない事業所からの求人は、原則として受理していないことをご説明し、ご理解いただきました。
7	教育訓練給付の拡充をお願いしたい。		雇用保険の教育訓練給付制度は、平成9年に創設されて以降、社会情勢等をふまえ、助成率や支給要件について、必要な見直しを行っている旨ご説明し、ご理解を求めました。
8	ハローワークにおける名刺配布の件については、税金の無駄である。		ハローワークにおける名刺配布については、職業相談等において、利用者の方から一層の安心と信頼を得られるようにするとともに、相談内容に不明な点等があった場合に円滑に問い合わせすることができるよう、サービス改善の一環として、実施することとしたものです。
9	ハローワーク駐車場の混雑緩和を図られたい。		該当ハローワーク庁舎の周辺には、駐車場として借りられる適当な土地がないため、誘導員を配置し混雑解消に向けて取り組んでいるとともに、来所者に対しては、極力公共交通機関での来所をお願いしている旨ご説明し、ご理解を求めました。
10	雇用保険の失業等給付を不正に受給している者を知っている(具体的な情報あり)。		いただいた情報を該当労働局に伝え、事実関係を確認し適切に対処するよう指示しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年7月2日～7月8日受付分

部局(課室)名	職業能力開発局
照会先	総務課 総務課長補佐 尾田 進(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (直通 03-3502-6783)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	6件	11件	0件	15件	32件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	13件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	12件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	6件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	先般、労働政策審議会において「おおむね妥当」と答申された「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱」においては、雇用・能力開発機構の廃止に伴い、事業を承継する新法人で在職する職員を包括承継するのではなく、採用方式とすることとされているが、重大な雇用問題が生じるものであり、本法案の作業の中止を要請する。 (ほか同様の意見10件)		組織の統廃合に伴う職員の移籍については、承継法人に包括承継させる方式や、採用方式など、様々な方式があり得ます。 今般、包括承継ではなく、採用方式をとるのは、雇用・能力開発機構については、各種施設の設置運営の在り方等について問題を指摘されてきたことから、法人を廃止し、抜本的に組織を見直すこととしたため、職員の雇用契約についても、いったん整理する採用方式を採用することとしたものです。 雇用・能力開発機構の廃止に当たっては、職員の雇用問題に最大限配慮することとしています。 具体的には、新法人においては、職業能力開発業務を的確に実施するための人員枠を確保する一方、業務のスリム化による職員の削減については、定年退職者の不補充による自然減等により対応することとしており、昨年12月の閣議決定の趣旨を踏まえ、雇用問題に配慮した対応を考えています。 当省としても、関係独立行政法人において、雇用問題への配慮という趣旨を十分踏まえた対応がなされるよう要請してまいりたいと考えています。
2	雇用・能力開発機構で実施している公共職業訓練の受講の申込みをしたが、選考で不合格となった。どのような基準で選考を行っているのか。		公共職業訓練の選考については、面接や適性検査等により、適性、能力のみならず、就職意欲や訓練受講の必要性等を含めて総合的な評価を行うことにより、受講者を選考しており、選考の結果、応募者の方々の希望がかなわない場合もあることを説明いたしました。 また、受講を希望する方々に可能な限り受講いただけるよう、職業訓練の受講機会の確保に努めていくことも併せてお伝えいたしました。
3	基金訓練はいつまで実施される制度なのか。これからも継続できないか。		基金訓練については、平成23年度から「求職者支援制度」として恒久化することとしています。
4	基金訓練について、「世帯の主たる生計者である方」と「年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下の方」との要件により、受講することができない。 住民票を移したくもないので、この要件を廃止して、世帯の主たる生計者でない方の職業訓練の受講を促進してほしい。		職業訓練の受講中に受けられる「訓練・生活支援給付」は、御家族の経済的支援を受けられない方を対象としているため、御指摘の支給要件がありますが、基金訓練の受講について、そのような要件はありません。 その基金訓練を受講することが再就職のために必須であること等の要件を満たす限り、受講いただくことができます。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	基金訓練を受講しているが、受講生に真剣さが足りないように思われる。訓練・生活支援給付を廃止した方が、もっと意欲のある受講生が集まるのではないか。		職業訓練は、その受講が再就職に必須であることや受講に必要な能力を有すること等の要件を満たしている方が受講いただくものです。 このため、ハローワークの相談時に受講希望者の能力等に応じた適切な訓練コースへの誘導を徹底してまいります。
6	職業訓練の受講中に訓練・生活支援給付を支給するのは過剰な支援ではないか。 (同様の意見ほか1件)		再就職のために新たな技能等を習得する必要があるものの、経済的な事情により職業訓練が受講できない方々に対して、訓練・生活支援給付を支給することが必要である旨を説明し、理解を求めました。
7	訓練・生活支援給付は、単身者：月10万円、扶養家族あり：月12万円と支給金額が異なることとなっているが、扶養家族の有無はどのような書類で確認するのか。		前年の源泉徴収票、各種健康保険証の「扶養者氏名」欄又は扶養者の被保険者カード等で確認する旨を説明しました。
8	ジョブ・カード制度を利用して、雇用型訓練を実施してみたが、初めてなのでどうすればいいかわからない。		事業内容や事業主の意向に沿った訓練計画の策定等、制度全般的な相談に応じる窓口機関として、最寄りのジョブ・カードセンターを御案内いたしました。
9	ジョブ・カードは意味がないのではないか。		ジョブ・カードには、次のようなメリットがあります。是非御活用ください。 履歴書・職務経歴書として活用できるだけでなく、キャリア・コンサルタントによるきめ細かなキャリア・コンサルティングを受けて、その内容をジョブ・カードに記録していくことにより、職業意識やキャリア形成上の課題を明確にすることができ、職業選択やキャリア形成の方向づけができること。 ジョブ・カード制度の企業実習と座学を組み合わせた職業訓練を受講した場合、実習を行った企業から評価シートが交付され、その後の就職活動等にも役立てることができること。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年7月2日～7月8日受付分

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	153件	0件	0件	103件	256件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	102件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	5件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	149件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	・外国人に子ども手当を支給すべきではない。 ・子ども手当自体を行うべきではない。 ・子ども手当よりも保育所を増やすことが必要。 ・所得制限を設けるべきである。		貴重なご意見として承りました。
2	育児・介護休業法の育児のための短時間勤務制度について、対象となる子の年齢を中学校就学前等まで延長してほしい。		貴重なご意見として承りました。
3	不育症の治療について、保険の適用や助成金の交付をして欲しい。 また、不育症について、普及啓発をして欲しい。		貴重なご意見として承りました。
4	新システムでは保育の必要性を認定するとしているが、事務手続きが煩雑になる上、認定枠以上の利用が完全自己負担になり、負担が現在よりも増えるのではないかと。		貴重なご意見として承るとともに、新システムに関する検討内容についてメールを返信いたしました。
5	利益を追求する株式会社を、保育サービス事業に参入させるのは問題ではないか 財源を一元化するとあるが、市町村の台所事情によって平等な保育が受けられなくなるのは問題ではないか 保育所最低基準を撤廃・緩和する事は問題ではないか		貴重なご意見として承るとともに、新システムに関する検討内容についてメールを返信いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	「保育制度改革」は早く子どもを親から引き離し、働き手を確保しようとする政策に思える。 今でさえ親子の「絆」の希薄さが問題となっている社会にあって、十年後、二十年後の日本、親子の関係に懸念を抱いている。		室内で情報を共有しました。
7	労働局雇用均等室に電話したところ、長く待たされたあげく、たらいまわしにされた。		当該労働局雇用均等室に対応の改善を求めました。
8	中小企業子育て支援助成金の支給要領の改正により支給対象外となったが、対象労働者がすでに復職している場合については旧要領により審査する等の経過措置が必要である。		改正について説明し、ご理解をいただきました。
9	最近、児童養護施設に入所している児童に対する虐待が問題になっている。これらの事件を厚生労働省は知っているのか。このような児童は親が子育てを放棄したために施設に入所せざるを得ないような子どもたちであり、施設に入所してさらに虐待という酷い待遇を受けているのは見過ごすことができない。法律をつくるなど、何とかしてほしい。		次の内容にて説明。 各事案については報道を通して情報を把握しているほか、関係自治体から個別に情報提供していただいています。また、現在昨年度中にこのような事件がどれくらいあったのか、調査しているところです。 児童養護施設などに入所している児童に対する虐待については、児童福祉法の改正によって被措置児童等虐待の禁止が明記されました。被措置児童等虐待という痛ましい事件がなくなるよう、今後も取り組んでまいります。
10	児童扶養手当の所得制限について 父子家庭は母子家庭に比べて収入も高いにもかかわらず、母子家庭と同様の金額で所得制限をするというのは如何か。やっと父子家庭にも差別されず児童扶養手当が支給されると喜んだが、ふたを開けてみるとやはりまだ不平等な制度だと感じる。		父子家庭への児童扶養手当の支給拡大は、ひとり親家庭という点で、育児と生計を一人で担わなければならないという状況は母子家庭と同一であるという趣旨から行われ、所得制限においてもこの趣旨から、父子家庭にも同様の設定としていること、また、仮に母子家庭と異なる金額を設定した場合、収入の高い父子家庭に児童扶養手当が支払われる一方、同じ収入である母子家庭には支払われないことになり不合理である旨、説明しました。
11	児童扶養手当 なぜ児童扶養手当の支払いは4ヶ月に1度なのか。児童扶養手当の目的が、児童が育成される家庭の生活の安定ならば、毎月支給すべきではないか。		児童扶養手当の支払回数を増加させると、地方自治体の事務負担が増加するため、地方自治体の意見をよく伺っていきたいと考えている旨、説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
12	児童扶養手当 児童が遺族年金を受給しているが、おそらく児童扶養手当を受給するよりも少ない額である。公的年金と併給ができないのであれば、年金受給を辞退したら児童扶養手当を受給できるようにしていただきたい。		児童扶養手当と公的年金が、ともに所得保障という同一の性格を有する給付であることから二重給付となってしまうため、公的年金との併給はできないこととなっている趣旨を説明し、併給調整を見直すことは、所得保障施策体系全体の中でそのあり方は慎重に検討する必要がある旨お伝えしました。
13	児童扶養手当 少額でも公的年金(老齢年金)を受給していたら、児童扶養手当が受給できないというのは納得がいかない。公的年金との併給調整を見直すよう積極的に議論すべきである。		児童扶養手当と公的年金が、ともに所得保障という同一の性格を有する給付であることから二重給付となってしまうため、公的年金との併給はできないこととなっている趣旨を説明し、併給調整の見直すことは、所得保障施策体系全体の中でそのあり方は慎重に検討する必要がある旨お伝えしました。
14	児童扶養手当 妻が亡くなった際、「遺族年金は父と子が生計同一でない場合は支給されないので公的年金を請求しても無駄だ」との説明をうけ手続きをしていなかったが、児童扶養手当の認定にあたり、公的年金の裁定請求を行わないと認定できないという。今更公的年金の裁定請求をするのは無駄だと感じる。		貴重なご意見として拝聴しました。
15	年金受給権取得後の児童扶養手当の支給停止規定の廃止を要望する。年金収入も含めた所得制限に該当するなら理解できるが、身銭を切って払い込んだ年金の受給権が発生したからといって、総所得に関係なく打ち切るのは非情である。		貴重なご意見として拝聴しました。
16	生活のことを考え夜勤のある勤務につき、寝る間を惜しんで必死に仕事をこなしても、収入が上がるたびに手当が減額されるのは納得がいかない。		貴重なご意見として拝聴しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
17	<p>保育所と幼稚園を一緒にするという話があるが、純粋な保育園や幼稚園を望む人にはその選択肢を残すべきである。また、保育士と幼稚園教諭の資格を「こども士」という資格に統一することについても、「こども士」という名前から専門性が感じられない。</p> <p>働く人ばかり目を向けているのではなく、幼児期を大切に親が育てていきたいと思っている人は多いことを知って欲しい。</p>		<p>貴重なご意見として承りました。</p>
18	<p>認可外保育施設を運営しているが、市は認可外保育施設に関して住民向けの情報提供をしてくれない。この件について、厚生労働省としてどのような指導をしているのか教えて欲しい。</p>		<p>認可外保育施設に関する情報提供については、市町村に対して努力義務を課していますが、個々の市町村に対し指導は行っておりませんので、ご理解ください。また、都道府県にも情報提供について通知しておりますので、そちらにもお問い合わせいただきたい旨回答しました。</p>
19	<p>保育士の需要は高まっているのに、保育士試験の受験資格は、高卒だと正規職員としての実務経験が必要とされ、門が狭いと思う。高卒だからといって受験もできないのはおかしいと思う。</p>		<p>貴重なご意見として承りました。</p>
20	<p>発達障害児の息子を保育所に通わせている主婦であるが、保育所職員から自宅ではもっと厳しくしかるようにと指導を受けたり、必要以上にお昼寝の時間が長かったり、保護者に無断で臨床心理士に息子を見せたりなど、発達障害に関する知識がない職員から、全く正反對の指導を受けたため、息子も私も混乱した日々を送らざるを得なかった。</p> <p>こういったことが二度と生じないよう、行政に一刻も早い対応を求める。</p>		<p>ご意見を踏まえ、国としても保育士等の研修等で発達障害等の知識や保育のあり方、保護者支援等、子どもと保護者の理解や指導の専門性を深め、より質の向上に努めていく旨回答しました。</p>
21	<p>特定不妊治療助成事業について、海外に住む日本人も対象にして欲しい。</p>		<p>貴重なご意見として承りました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 増井 英紀(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	59 件	2 件	0 件	104 件	165 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	35 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	127 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	入国した40数名の外国人にすぐに生活保護が認められたというが、生活保護はまず日本国民に優先されるべきものである。財政難のなかで、日本人よりも外国人に優先して保護が認められるというのは理解できない。健全な外国人には祖国に帰っていただくべきである。	①	ご意見としてお伺いしました。 生活保護法は、憲法25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規程されていることから、基本的には日本国民のみを対象としておりますが、適法に日本に滞在し、就労活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、社会的・人道的観点から、日本人と同じ取扱いとしております。
2	真面目に働き年金保険料を支払った者より、社会保険料、税金も払わない生活保護受給者の方が受給額が多く貰え、良い生活が送れるのは納得がいかない。国民年金の受給額を上げるか、生活保護基準を年金より下げることが必要。	④	ご意見としてお伺いいたしました。 なお、生活保護基準のあり方につきましては、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
3	生活保護制度の不正受給や貧困ビジネスについて報道されている。本当に必要な人に使われる制度となるように、調査の徹底、不正受給者への厳罰化を図るべき。	④	生活保護制度における不正受給の防止につきましては、生活保護の受給要件について厳格な審査を実施するよう引き続き徹底を図り、生活保護の適正な運用に努めてまいります。
4	介護福祉士の受験資格取得に係る実務経験ルートにおいて6月の養成課程の受講が必要となるのは何年度の試験からとなるか教えてほしい。加えて、働きながら受験資格を取得できるように受講料等の受講生にかかる負担軽減策を充実させて欲しい。	① ④	現在、当該ルートの受験資格については、検討会を実施し調整中であることをお伝えしたうえで、平成24年度の試験より受講が必要となる旨を説明し、ご了解いただきました。また、ご要望については貴重なご意見として拝聴しました。
5	社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格の取得方法について教えてほしい。	①	社会福祉法に基づく資格取得方法について詳細を説明し、ご了解いただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	介護福祉士及び社会福祉士の資格取得方法について、どのような取得方法があるのか教えてほしい。	①	士士法に基づく各資格取得ルートについて詳細を説明し、ご了解いただきました。
7	生活福祉資金貸付(総合支援資金)を申請したところ不承認の通知が来た。納得がいかないので何とかならないか。	①	総合支援資金貸付は、低所得者世帯であって、失業等により生活が困窮しており、他の公的給付等を受けることが出来ない方を対象とした貸付であるという制度の趣旨をご説明し、不承認となった詳細な説明等をお聞きになりたい場合は、貸付申込みを行った社会福祉協議会にご相談くださいと回答しました。
8	民生委員は、高齢者のみの世帯にしか訪問しないのか。家族がいる場合は訪問しなくてよいという法令があるのか。年に1回でも構わないので訪問してほしいのに、同居の家族がいるからという理由だけで訪問に来てくれない。	①	民生委員法では、必要に応じて住民の実態を把握するよう規定があり、民生委員の方には実情に応じて家庭訪問をしていただいております。
9	民生委員の担当者名簿の公表は、各自治体に委ねるのではなく、国で一括して公表するように指導してほしい。	①	民生委員制度は、自治事務であり、また個人情報保護条例は各自治体において定められているため、国で一括して公表することは適してないと考えております。
10	消費生活協同組合において実施している共済事業の契約者より、掛金について苦情相談。	④ ⑤	室内でご相談内容について情報共有し、対応について検討しました。 検討後、当該組合に対して、契約者に対して真摯なご説明をするように伝え、ご相談内容を報告しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局援護課
照会先	社会・援護局援護課 給付係長 岡田(内線3426)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	戦没者である兄の特別甲慰金の国庫債券について、生活保護受給者(又は生活保護受給に陥るおそれのある者)でなくとも、割り引かれてもよいので一括して買い上げて欲しい。		国庫債券でお渡しする趣旨(一定期間にわたって償還を行うことによって、国としての甲慰の意を実感していただけると考える)をご説明した上、ご意見として承った。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	【企画課】 課長補佐 矢田貝 泰之(内線3011) 主査 山田 大輔(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	2件	0件	0件	3件	5件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	障がい者制度改革推進での人選について、今までの延長に、少し方法論に変化が見えるくらいにしか感じない。当事者や当事者家族、意見を言う手段を持たない障がいの状態の人の意見が反映されるようにしてほしい。委員として参加している当事者の方たちは、すでに環境を得ている人がほとんどで、必要な施策はもっと水面から下のほうにたくさんある。	4	総合福祉部会は55人の委員で構成されており、委員をさらに増やすことは困難です。委員以外の方から意見をいただくことについてどうするかは、部長や内閣府の担当部署と相談させていただきたいと思います。
2	障がい者制度改革の会議について、自分も参加して意見を話させてほしいが、都内の障害者団体に加盟していないと参加することができないのか。障害者の方々が何を困っているかは、地方によって違うと思う。一人一人個々に考えが違うので多くの方々の話を現場の方々が聞いてくれば新しい制度移行する際に凄く役に立つと思う。是非参加させてほしい。	4	総合福祉部会は55人の委員で構成されており、委員をさらに増やすことは困難です。委員以外の方から意見をいただくことについてどうするかは、部長や内閣府の担当部署と相談させていただきたいと思います。
3	総合福祉部会には、障害者団体の代表しか委員として参加していない。彼らのような団体の代表だけでは、障害者が抱えている問題は分からない。障害者団体の役職についていない、一個人である障害者も委員として参加させてほしい。	4	総合福祉部会は55人の委員で構成されており、委員をさらに増やすことは困難です。委員以外の方から意見をいただくことについてどうするかは、部長や内閣府の担当部署と相談させていただきたいと思います。
4	ヘルパー利用については、居宅介護のように国で提供内容を定めているものと、地域生活支援事業の移動支援事業のように各自治体で提供内容が決定可能なものにわかれているが、その線引きがサービスを利用する障害者にわかりづらいため、各自治体にしっかり情報提供していただきたい。	4	障害福祉制度の内容については障害保健福祉関係主管課長会議等を通じて各自治体に情報提供しているところであり、今後もそのような機会を通じて情報提供していく旨をお伝えいたしました。
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課企画官 藤原朋子(内線3911) 総務課企画法令係 富永華子(内線3919)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	53件	0件	1件	20件	74件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	11件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	59件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	介護保険の住宅改修について、事前申請をせずに住宅改修を行ってしまった場合に、工事内容に問題がなければ、給付が受けられるようにするべきではないかのご指摘をいただきました。		・介護保険の住宅改修については、利用者保護の観点から、その方の身体状況や住宅環境に応じた必要な改修内容となっているか等を保険者が確認したうえで、実際の改修を行う必要がある旨を説明致しました。 ・貴重なご意見として承る旨説明致しました。
2	要支援1及び要支援2の区分支給限度基準額を教えて欲しいとのご照会をいただきました。		要支援1は4970単位、要支援2は10400単位である旨説明しました。
3	介護老人保健施設には、入所期間を3ヶ月以下とする規定があるのかとのご質問をいただきました。		そのような規定はない旨説明しました。
4	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について、スプリンクラーの代わりに防火壁を設置した場合は交付金の補助対象になるのかとのお照会をいただきました。		御照会につき、補助対象にはならない旨回答いたしました。
5	特別養護老人ホームの新館を増設しようと考えている事業者が、すでに本館で特別避難階段1と、屋外避難階段1を有していて本館と新館を渡り廊下でつないだ場合に、新館にも省令で規定する数の避難階段を新たに設けなくてはならないのかとのお照会を自治体の担当者さまからいただきました。		「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」では、居室・静養室等について三階以上の階に設けてはならないことの例外として、建物毎に、規定されている特別避難階段等を設置することとしているが、わたり廊下でつないだ場合に同一の建物とみなすか、別の建物とみなすかについては消防と御相談いただいた上で個別に判断していただきたい旨回答いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	利用者が150人である特別養護老人ホームにおいて常勤医師配置加算を算定するためには、医師は何人配置する必要があるかとの御照会をいただきました。		常勤医師配置加算は、常勤の医師を1名以上配置すること(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)を要件としており、御照会の場合にあっては100で除すると1.5人以上となるが、端数分は非常勤の医師の配置でも差し支えない旨回答いたしました。
7	介護保険料が市町村ごとに異なるのはなぜかという質問をいただきました。		65歳以上の高齢者(第1号被保険者)の介護保険料は、市町村ごとに介護給付費(介護サービス等に係る費用)の総額の見込み等を基に、3年を通じて財政の均衡を保つことができる額を設定している旨説明しました。
8	65歳以上の介護保険料はどのように決まるのかという質問をいただきました。		65歳以上の方の介護保険料は、世帯の状況や課税・所得の状況等を基に各市町村ごとに決定される旨説明しました。
9	介護保険料を1年分まとめて払うことはできないかという質問をいただきました。		市町村ごとに対応が異なりますが、普通徴収であれば、1年分の保険料をまとめて納付することができる場合もある旨説明しました。
10	事業者の方より、介護老人保健施設における退所時情報提供加算で必要とされる診療状況を示す文書と退所前連携加算で必要とされる診療状況を示す文書は、同一のものでよいのかとのご質問をいただきました。		同一の文書でよい旨説明致しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 成松課長補佐(内線3216)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	63件	0件	0件	7件	70件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	7件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	60件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	診療報酬明細書について、平成22年4月1日からは、全ての病院および医院に義務付けられたものと思っていました。しかし、私が診察を受けた医療機関では、未だ「診療費の明細内訳の発行」がなされていません。本件について、治療費の支払い窓口で確認を行うと明細発行を希望する患者のみに発行していると回答を受けました。このような対応を行っている医療機関は「法令違反等」には該当しないのですか。		電子請求が義務付けられた保険医療機関以外の保険医療機関及び「正当な理由」がある保険医療機関においては、明細書の無償交付は猶予されているところでありと説明しました。 また、 (1) 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している保険医療機関又は保険薬局であること。 (2) 自動入金機を使用しており、自動入金機で明細書発行を行おうとした場合には、自動入金機の改修が必要な保険医療機関又は保険薬局であること。 といった「正当な理由」をお伝えしました。
2	お薬手帳を持っていないのに、調剤薬局でただシールを渡されただけで薬剤情報提供料が請求された。これを断れないのか。		薬剤情報提供料については、お薬手帳にシールが貼られた時にはじめて算定できるものとなっている旨を伝え、患者さまの求めがなく、ただシールを渡しただけでは算定できないことになっていきますと説明しました。
3	国保から後期高齢者医療制度に移行するに当たり、保険料の支払い方法が何度も変更になるのは税金の無駄使いではないか。		特別徴収の仕組みについて説明し、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度における保険料の徴収方法については御指摘の点も含め検討を進めていく旨を説明しました。
4	後期高齢者医療制度は廃止するのに、平成22年度の保険料が上がるのはおかしいのではないかと？		平成22年度の保険料は、平成21年度の保険料と比較して、大幅に増加することが見込まれたが、剰余金の活用、財政安定化基金の取崩し等の抑制策を講じ、大幅な増加を抑えた旨を説明しました。
5	後期高齢者医療制度における一部負担金の割合の判定に当たり、全労済の共済年金のように、自身の掛け金も含まれているものについても、全額を収入とされるのはおかしいのではないかと。		一部負担金の判定に係る収入の考え方について説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	難民認定申請中で1年以上日本に滞在する予定だが、「特定活動」の在留資格で、6か月の在留期間を決定されている。1年以上の在留期間を決定されないと国民健康保険には加入できないのか。		在留資格が「特定活動」であれば、活動の内容及び期間を明らかにする資料を市区町村に提出し、1年以上滞在すると認められれば、加入できる旨説明しました。
7	直接支払制度を利用せず、被保険者が従来どおりの方法で保険者窓口に出産育児一時金等の支給申請を行う場合、必要となるものはどのようなものがあるのか。		(1)保険者に提出する申請書(出産育児一時金等請求書を含む)、(2)出生証明書等又は戸籍謄本(抄本)、(3)医療機関等から交付される合意文書の写し、(4)医療機関等から交付される領収・明細書の写し、以上4点が必要となります。なお、保険者によって必要書類が異なる場合があるため、詳細は保険者に確認する必要がある旨回答しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	15件	1件	0件	0件	23件	39件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	19件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	15件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	5件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	・年金担保融資の廃止は決まったのか。決まったとしたらいつ廃止されるのか。年金担保貸付制度の存続をお願いしたい。 ・民間の金融機関では年金受給者はお金を借りることができない。	① ③ ④	・行政刷新会議において、年金担保貸付制度は廃止という結論が出されたことは厚生労働省として重く受け止めております。 ・行政刷新会議においても言及されましたが、廃止するにあたっては代替となる制度を整備する必要があることから、サンプル調査を実施後、必要な対応策を講じることとしています。
2	なぜ、国民年金保険料は毎年あがるのか。なぜ、上がるのが不思議、その理由を国民に説明してほしい。また、年金をきちんと払い終えた国民が6万円とかの支給で、払わずに生活が歳をとって苦しくなり生活保護を受ける人が12万円もらえるのはおかしい。	① ④	「国民の皆様の声」に寄せられた御意見を踏まえ、厚生労働省ホームページに国民年金保険料の額の改定の仕組みを分かりやすく説明する資料(「平成22年度の国民年金保険料について」)を掲載しております。 今後とも、「国民の皆様の声」を踏まえた分かりやすい説明資料を作成するなど、国民の皆様にご理解いただけるよう取組を進めてまいります。 (参考)「平成22年度の国民年金保険料について」 http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/06/dl/tp0617-1.pdf なお、公的年金と生活保護は基本的な役割や資力調査の有無などの仕組みが異なり、一概に比較することは適当ではありませんが、新年金制度創設に向けた貴重なご意見として承りました。
3	今年で60歳で定年となる。現在まで長年に渡り厚生年金を払い続けているが、44年間払い続ければ優遇措置があると聞いた。どのような内容かを教えてほしい。場合によっては会社側に継続雇用してもらい、厚生年金44年間の支払いを達成したいと思う。	①	厚生年金保険の被保険者期間が44年(528月)以上あり退職している場合、60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金について、報酬比例部分相当額に定額部分相当額を加えた額が支給される制度であることを詳しくご説明し、具体的にご自身がこの制度の適用となるか等については、年金事務所等に御相談いただくようお願いしました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
4	老齢年金を受給する際に、働いていると所得によって年金の停止があるそうだが、何故そのような制限を設けているのか。所得があればそれだけ所得税を納税し、消費をすればそれだけ消費税を納税するので税金があがるのではないかと。働くことができその意思がある高齢者には働いてもらうべきではないか。	① ④	厚生年金はもともと退職して所得がなくなった場合に支給するものであるが、退職していなくても賃金が低い場合について在職老齢年金として支給しているものであること、また、在職老齢年金は、厚生年金保険が被用者相互の支え合いの制度である中で、高齢者世代のうち、ある程度の賃金を受けておられる方について、賃金と年金額の合計額に応じて、年金の一部又は全部を支給停止する制度であることを詳しくご説明をしたうえで、新年金制度の検討に向けて、貴重なご意見として承りました。
5	現在、国民年金については、最低25年以上の加入期間が定められているが昨今は納付率の低下が問題視されている。そもそも納付意志が無い場合は問題外にしても、現在、金銭的理由などで納付困難な方も多くいると思う。過去2年間に遡り納付出来る事や、減免を受けた期間については10年まで遡れる事も承知している。しかし、現在の社会情勢を鑑みて、その期限を撤廃されてはどうか。生活に余裕が生まれた時に、過去の未加入期間を解消されたい方もたくさんいるだろうし、納付率の改善にも繋がると考える。もちろん、遡りのペナルティーとして、多少の利息追加も必要だろう。多くの方が、恵まれた年金生活出来るよう提案する。	① ④	受給資格期間の25年を満たすか計算する場合、保険料を納付した期間のほか、保険料免除期間も含まれます。国民年金保険料をさかのぼって納付できる期間を2年から10年に延長する法案を今国会に提出していましたが、第174通常国会の閉会により、継続審議の取扱いとなっております。なお、今回継続審議となっている法案で、さかのぼって納付できる期間を10年としたのは、世代間扶養の仕組みである年金制度において、本来毎月納めるべき保険料をいつまでもさかのぼって納めることができることは適当でないことから、現行の保険料免除期間に係る保険料追納期間との整合性も勘案して設定しました。
6	土曜日に「もしもしホットライン」から電話がかかってきた。年金事務所から委託されて電話をしたというが、年金事務所の職員が土日出勤して、電話をすれば良いのではないかと。業者に納付委託をするのはやめて、経費節減してほしい。	① ④	国民年金保険料の納付委託業務につきましては、業者に委託することにより、民間のノウハウをとりいれることができ、国や日本年金機構が実施するよりも、コストが安くすんでおります。また、その業者の選定方法も一般競争入札とするなど、経費節減をしておりますが、今後も引き続き経費節減に努めてまいります。
7	確定拠出年金(企業型)を実施する会社を辞めたが、個人型へ移換するしかないのか。手数料を考えると個人資産額が減るのは分かっている。また、運用の知識もないので確定拠出年金をやめたい。途中でやめられないのであれば、直ちに制度改正を行い、柔軟な対応が取れるようにするべきである。	①	確定拠出年金は老後の所得確保を支援する年金制度であり、通常の貯蓄とは異なり、本人の意思により資産を途中で引き出しできないことを前提としていることをご説明し、ご理解をいただきました。また、制度改正については制度改正の際の貴重なご意見として受け取り、上司へ報告することで、ご理解をいただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
8	<p>第三者委員会において、自分の年金記録が非あっせんとなった。厚生労働省が記録を調査して、記録の回復してほしい。(ほか、第三者委員会に関する同様の意見要望が2件有り)</p>	①	<p>年金記録の回復に関し、国民の立場に立って公正な判断を示すため、総務省に第三者委員会が設置されています。第三者委員会において、申立内容を十分に汲み取り、様々な関連資料を検討した結果、非あっせんと判断された場合でも、新しい資料が見つかった場合は、再び第三者委員会に申立ができることになっております。</p>
9	<p>妻の国民年金保険料の納付書(3月分)が6月21日に送られてきて6月30日に納めたが、本日(7/6)民間の納付委託業者から保険料は納められましたかと電話があった。期限内に保険料を納めたのに、民間の納付委託業者に、個人情報が出てきていることは容認できない。また、日本年金機構では、納付委託業者に対し、いつの分の未納データを流すか、特にルール化されているわけではないとのこと。民間の納付委託業者に、納付している者の個人情報を流さないよう、納付書を発行してから〇か月経過する者の未納データを納付委託業者に渡すなど、きめ細かい配慮をしたルールを設定してほしい。</p>	① ④	<p>納付委託業者に提供する個人情報は、納付督促を行ううえで必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定しています。さらに取扱事業者に対しては「個人情報の保護に関する法律」や本事業に係る委託契約書、日本年金機構独自の取扱規定等で、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理を講じています。また、納付委託業者に対する未納者情報の提供につきましては、保険料が納期限までに納付されない方を対象としていますが、行き違いで納付済の場合もあることから、納付のご案内に際しては、改めて納付状況を確認させていただいているところです。ご案内に際して、不十分な説明とならないよう、日本年金機構を通じて納付委託業者の指導に努めてまいります。</p>

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	室長補佐 黒澤 朗(7725) 総務係長 定政紀彦(7717)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	6件	0件	0件	0件	6件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	6件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	労働組合法において労働組合を1人で結成することは認められているか。また労働組合法の英語訳はあるか。		労働組合法において労働組合は「団体又はその連合体」と規定されているため、1人では労働組合を結成できない旨を丁寧に説明し、ご理解をいただきました。また労働組合法の英語訳が掲載されている「日本法令外国語訳データベースシステム」についてご紹介しました。
2	複数の労働組合がある会社において、少数組合も労働協約を締結することは可能か。		いわゆる少数組合でも会社との間で労働協約を締結することは可能である旨を丁寧に説明し、ご理解をいただきました。
3	中央労働委員会地方調整委員の推薦を求める官報公告の時期はいつか。		地方調整委員の推薦を求める官報公告の時期をお伝えしました。
4	会社分割を予定しているが、承継する業務に従事する労働者の労働契約を承継会社に承継させず、分割会社から承継会社へ在籍出向させることで対応しようと考えている。この場合、労働契約承継法のどのような手続きが必要か。		労働契約承継法の該当箇所の解釈について、丁寧に説明し、ご理解をいただきました。
5	労働契約承継法第2条の労働者への通知について、吸収分割契約等の本店備置日や株主総会の招集通知日等より数日早く労働者に通知しようと思うが、何か問題はありますか。		労働契約承継法及び指針の該当箇所について、丁寧に説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	会社分割を予定しているが、賃金の支給水準などの労働条件も分割会社から承継会社に承継されるのか。		「維持される労働条件」の範囲について労働契約承継法の指針の該当箇所について丁寧に説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	日本年金機構
照会先	サービス推進部 お客様の声グループ長 高水 徹 海野 崇 (代表電話)03-5344-1100 (内線 3177)

平成22年7月2日～7月8日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数		来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	本部分	3件	296件	13件	0件	42件	0件	354件
	地方分	32件	46件	12件	0件	1件	0件	91件
合計	35件	342件	25件	0件	43件	0件	445件	

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	95件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	347件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	3件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	遺族厚生年金を夫が受け取ることが出来るのは60歳からになっている。家庭の状況によって、妻が主として生計を支え、夫がその扶養になって家事や育児をしている場合もある。妻が先に亡くなった場合に60歳になるまで何も保障されないのは納得できない。至急制度を改正して欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
2	現在、会社に在職中で厚生年金保険料を支払いながら年金を受け取っているが、年金額の全額が支給停止になっている。保険料を支払っているのに年金が支払われない。このような在職老齢年金制度を廃止して欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
3	60歳から64歳までの老齢厚生年金について、性別によって受給開始年齢が違う。男女平等の視点からすれば是正するべきではないか。制度を改正して欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
4	障害年金の請求について、遡って請求をするため、10年以上前の診断書が必要になる。病院には既に診療録を処分しており、診断書の記載が出来ないと言われた。このような場合でも請求が出来るよう改善して欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
5	平成7年4月から平成15年3月までの間に納付した賞与分の特別保険料が年金額に反映していないと聞いている。保険料を納めているのに年金額に反映しない制度には、納得ができない。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	各種通知や案内について、内容がわかりづらいものがあるので、もっとわかりやすくしてほしい。	② ④	記載内容をわかりやすい言葉に置き換えを行うとともに、お客様向け文書モニター会議等において検討を行い、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
7	年金事務所職員の説明が不十分、事務処理に時間がかかる、態度やマナーが悪く、不愉快な思いをした。(同様なご意見が38件ありました。)	② ④	事実確認を行った上で、必要な指導等を行ってまいります。 お客様の年金相談に対し、お客様にプラスとなる「もう一言」を心がけます。
8	年金再計算(時効特例)による支払いが遅い。出来るだけ早く支払って欲しい。(同様なご意見が14件ありました。)	② ④	複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、処理システムの機能強化等により、事務処理体制の強化に取り組み、早く支払いできるように努力してまいります。
9	健康保険・厚生年金保険適用関係書類の処理や国民年金の保険料還付金の支払処理が遅い等のご指摘をいただきました。	② ④	事務処理体制の強化に取り組み、早く事務処理できるように努力してまいります。
10	年金事務所の電話がかかりにくい。(何度も電話をかけるも、話し中でつながらない)	② ④	年金に関する照会等についてはコールセンターにおいて対応している旨の周知を図り、年金事務所への照会電話の分散化等を図っております。 なお、お客様の声グループにご意見をいただいたお客様については、折り返し年金事務所から連絡するよう対応いたしました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。